

前書き

1. 国際協力銀行（JBIC）による円借款の対象事業において、コンサルタントの雇用と資機材・役務の調達は、「JBIC 円借款のコンサルタント雇用ガイドライン」（以下、コンサルタントガイドライン）と「JBIC 円借款の調達ガイドライン」（以下、調達ガイドライン）に基づいて行われます。
2. コンサルタントの雇用と資機材・役務の調達において生じる問題は、円借款事業の円滑な実施を妨げる、最も顕著な要因の一つです。
3. このハンドブックは、コンサルタントガイドライン、調達ガイドラインに明記された一般原則と手続きの適用と解釈が、円借款の借入人¹により一層理解されることを目的として作成されており、二つのガイドラインを各条毎にその適用と解釈の解説を付して掲載しています。
4. このハンドブックは、円借款の調達に関する JBIC の政策・方針を公式に示したのではなく、あくまでも、コンサルタントガイドラインと調達ガイドラインが正式・公式なものであることにご留意ください。しかしながら、このハンドブックに示される解説が、借入人の円滑な調達手続き実施と、それによる円借款融資事業の成功に繋がるための手助けとなることを期待するものです。

国際協力銀行
プロジェクト開発部
調達監理班

¹ このハンドブックでは、「借入人」という言葉を事業実施機関に対しても使っています。

本「調達ハンドブック」和文版におけるガイドライン訳文仮訳は、あくまでガイドラインについての理解を容易にするためのものであり、ガイドラインの解釈は英文正本に基づき行われます。また、解説部分についても、英文版を基にした仮訳である点、ご了解下さい

